

平成30年6月29日

平成30年第2回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

	ページ
1 県立障害者支援施設指定管理者の決算状況の分析について.....	1
2 津久井やまゆり園の再生について.....	9
3 とともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて.....	12

## 1 県立障害者支援施設指定管理者の決算状況の分析について

県立障害者支援施設の指定管理者である社会福祉法人かながわ共同会（以下「共同会」という。）の決算状況について、平成29年11月の決算特別委員会における質疑を踏まえ、分析を行った結果について報告する。

### (1) これまでの経過

平成28年度末の共同会の純資産が約40億円であることについて、その内容の分析状況を、平成30年第1回県議会定例会厚生常任委員会に報告した。

その後、第三者による検証の必要性から、日本公認会計士協会神奈川県会の協力を得て、公認会計士による検証を行った。

### (2) 検証の方法等

#### ア 検証を行った公認会計士

渡邊尚之氏（日本公認会計士協会神奈川県会推薦）

#### イ 検証の方法

##### (ア) 期間

平成30年3月～6月

##### (イ) 検証項目

- a 共同会の純資産及び決算状況
- b 指定管理料と国の障害福祉サービス費(以下「給付費」という。)の重複

##### (ロ) 検証方法

- a 共同会の決算書等財務諸表の分析
- b 他の社会福祉法人の経営指標との比較  
（「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」より入手）
- c 県及び共同会からのヒアリング

### (3) 公認会計士による検証結果（別紙のとおり）

- ・ 共同会の純資産の規模は、その形成の過程、金額的に適正な範囲である。また、経営指標は、他の法人と比べて平均的な範囲である。
- ・ 指定管理期間中に創設された国制度の給付費の加算の一部は、ある程度の蓋然性をもって指定管理料と重複していたと推察される。

#### (4) 報告書を踏まえた県の認識

##### ア 純資産の規模

他法人との純資産比率等の比較、社会福祉法の趣旨、積立金の目的・内訳等の検証結果を踏まえると、共同会の純資産の規模は過大であるとは言えず、適正な範囲内である。

##### イ 純資産の形成過程

共同会は、指定管理者となった平成17年度以降、平成25年度を除き一定の利益を計上しており、県では、障害者支援施設（4施設）の指定管理事業による利益の累積は22.6億円であると確認している。

これは、国が3年毎に実施する経営実態調査の結果を参考に、給付費等収入によって得られたと推計した利益（24.3億円）の範囲内であり、直ちに指定管理料が余剰であったとは言えず、指定管理料が純資産を形成している形跡は認められない。

指定管理事業の収支差額の累積（H17～H28）

22.6億円 A

##### H17～H28の指定管理事業の収入から試算した利益(推計値)

指定管理料の累積

164.7億円

給付費等収入の累積

281.1億円 B

給付費等収入により得られる利益(推計値) = 24.3億円 C

(C=B×利益率※)

※「障害福祉サービス等経営実態調査」による、全国の障害福祉施設等における障害サービス別の平均的な利益率（3.2%～16.8%）

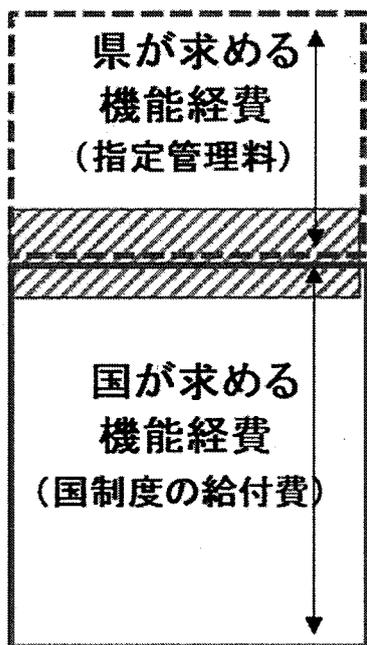
また、指定管理料によって加配された職員が、法人の自主事業に従事するなど不適切な運営は認められなかった。

##### ウ 指定管理料と給付費の重複

指定管理期間中に創設された給付費の加算の一部と指定管理料の間に重複の可能性があることが確認された。

報告書で指摘されたとおり、障害者支援施設に対する給付費の仕組みが、指定管理料の積算、精算に係る県と法人間との協定に十分に反映されていなかった。

《重複のイメージ図》



※ 指定管理料と重複している  
と確認された加算

- 夜勤職員配置体制加算(H21年度～)  
施設入所において、最低限必要な夜勤職員の数に一定数を加配した場合の加算
- 栄養士配置加算(H27年度～)  
短期入所において、栄養士を配置した場合の加算
- 常勤看護職員等配置加算(H27年度～)  
日中支援において、常勤の看護職員を配置した場合の加算

(5) 今後の対応

ア 指定管理料と給付費の重複について

報告書及び県の検証により確認された給付費と重複する指定管理料について、県と共同会で、指定管理施設の運営体制や人員配置の実態を検証し、給付費との重複の範囲と額を確認した上で、精算に向けた協議を行う。

イ 協定書等の見直しの検討

定期的に行われる給付費の改定に応じて適切に対応できるよう、障害者支援施設における指定管理料の積算や協定の内容の見直しを検討する。

(6) 今後のスケジュール

平成30年 7月	共同会と指定管理料の精算について調整
8月～9月	協定書等の見直しの検討
10月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に報告

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 社会福祉法人かながわ共同会における決算状況の分析及び純資産の検証結果報告書

社会福祉法人かながわ共同会における  
決算状況の分析及び純資産の検証結果報告書（障害福祉課要約）

## 1 共同会の決算状況の分析及び純資産の検証

## (1) 決算状況の分析 【Ⅲ-1】

項 目	結 果
ア 経営指標の比較 【Ⅲ-1-(1)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県内の同規模程度の社会福祉法人5法人を抽出し、直近2期について、指定管理事業を含む共同会の経営指標と比較したところ、単年度の損益状況においては一部共同会に優位性が認められる結果はあるものの、経営努力等による適正な範囲内である。</u></li> <li>・ <u>中長期的な利益の累積等を示す純資産比率は他法人と比較して中間的な結果で、平均的かつ適正な範囲内である。</u></li> </ul>
イ 収入の分析 【Ⅲ-1-(2)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平成17年度から平成28年度までの収入は、指定管理料の精算が行われた平成25年度を除き利益を計上しており、平成26年度以降は、10%前後の利益率を示している。</u></li> <li>・ <u>これは、障害福祉サービスの全国平均（平成26年度調査9.7%、平成29年度調査6.2%）を上回っているが、国の報酬改定によって、重度利用者の支援に対する評価が充実したことが影響したものと見え、合理性が認められる。</u></li> <li>・ <u>なお、指定管理料は減額傾向にあり、給付費が増収しているとは言え、法人の全体的な収入は減少している。また、給付費は増額改定だけではなく、減額改定もあることから、今後の報酬改定によっては、法人経営に影響を及ぼす可能性があることに留意が必要である。</u></li> </ul>

## (2) 純資産の検証 【Ⅲ-2】

項 目	結 果
ア 指定管理事業 と自主事業の 比較 【Ⅲ-2-(2)ア】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平成17年度から平成28年度までの12年間の指定管理事業と自主事業の純資産額を比較したところ、指定管理事業は約22.6億円、自主事業は約10.4億円増加している。</u></li> <li>・ <u>総資産額に占めるそれぞれの構成比は、平成17年度に指定管理事業95%、自主事業5%であったのに対し、平成28年度は、それぞれ、69%、31%と自主事業が占める割合が3割を超え、共同会の純資産の増加には自主事業が一定の貢献をしている。</u></li> </ul>

項目	結果
<p>イ 指定管理事業 における純資産の推移 【Ⅲ-2-(2)イ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理制度導入の背景に、公の施設の管理運営を指定管理者のもとで、効率的、自立的経営を実現することがある。</li> <li>・ <u>指定管理事業においても、ある程度純資産を確保することが経営者の責任の一端であり、共同会は経営責任を果たしていると言</u>える。</li> <li>・ 県としても配置すべき職員数等を示し、毎月のモニタリングで確認していた。提供されるサービスが水準に達していれば、利益は法人努力により生じた結果と捉え、法人の収益は是認されていたと考えられる。</li> <li>・ <u>指定管理料が余剰であり、その部分が純資産を構成しているという指摘について、指定管理料は予算等に基づき、県と共同会の合意によって協定書に定められているが、協定書には精算について明記をしていない。</u></li> <li>・ <u>これは、仮に指定管理料に余剰が発生したとしても、資金の外部流出が制限される社会福祉法人においては、いずれ社会福祉事業に再投資されることが前提にあったものと推察され、一定の理解を示すことができる。</u></li> <li>・ なお、<u>社会福祉法の改正により、社会福祉法人は、事業の継続に必要な財産を算出し、それを超えた財産を社会福祉充実財産として明確化することが求められている。共同会の社会福祉充実財産は△10.6億円であることから、共同会が余剰の資産を蓄積しているとは言えない。</u></li> <li>・ <u>これらを踏まえると、直ちに指定管理料の余剰が明らかであり、その結果が純資産額増加の要因であるという結論には至らない。</u></li> <li>・ 共同会は、平成25年度に指定管理料と給付費との重複部分を一度精算しており、<u>現時点の純資産額は経営努力の結果による部分が大きい。</u></li> </ul>
<p>ウ 平成28年度末 の純資産の内 訳 【Ⅲ-2-(2)ウ】</p>	<p>&lt;人件費積立金 397,928千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同会は指定管理施設のほか多くの自主事業を運営しており、多数の職員を雇用している。そのため<u>不測の事態等に備えて人件費積立金を積み立て、現時点では第一四半期の人件費（期末手当含む約5ヶ月分）に相当する額を積み立てている。</u></li> <li>・ このような状況を踏まえると、<u>共同会の人件費積立金額は妥当な範囲</u>と言える。</li> </ul>

項目	結果
ウ 平成28年度末 の純資産の内 訳 【Ⅲ-2-(2)ウ】	<p>〈修繕積立金 136,200千円〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同会が運営する障害者支援施設（4施設）は、以下のとおり築年数が経過し、老朽化しているため、様々な修繕が必要となってきた。</li> </ul> <p>〔            秦野精華園 平成2年4月再整備開設（築28年経過）            厚木精華園 平成6年7月開設（築23年経過）            愛名やまゆり園 昭和61年1月開設（築32年経過）            津久井やまゆり園 平成8年4月開設（築22年経過）            〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本協定書では「計画修繕工事・各所営繕工事により県が行う工事」は県が負担し、それ以外は共同会が負担することとなっているが、小破修繕のほか、<u>利用者の生活に関わる改修や修繕は、安全面の配慮や緊急性等の観点から、共同会が行っているという現状がある。</u></li> <li>今後も指定管理施設を含む各施設等の修繕を法人が行うことが見込まれており、このような状況を踏まえ、<u>修繕積立金額は妥当な範囲</u>と言える。</li> </ul>
	<p>〈備品等購入積立金 294,296千円〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県と共同会との基本協定においては、<u>備品の修繕又は更新に係る費用は共同会が負担することとなっている。</u></li> <li>平成28年度において、機械及び装置取得、車両運搬具取得、器具及び備品取得等の支出があり、これらの<u>恒常的な備品購入等のほか、新施設整備に伴い必要な備品の取得が予定されている。</u></li> <li><u>このような状況を踏まえ、備品等購入積立金額は妥当な範囲</u>と言える。</li> </ul>
	<p>〈施設整備等積立金 1,277,441千円〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>共同会は、平成29年8月に障害者支援施設用地を県から購入した。</u>（本積立金を取り崩して充当）</li> <li>また、<u>この用地に新施設を建設する予定である。</u>（平成30～31年度整備）</li> <li>さらに、<u>現在の秦野精華園敷地については、平成38年度中に県から共同会に有償譲渡されることになっている。</u></li> <li>このため、今後も経営状況を勘案しながら<u>妥当な範囲で施設整備等積立金を計上していく必要がある。</u></li> <li><u>このような状況を踏まえ、施設設備等積立金額は妥当な範囲</u>と言える。</li> </ul>

項目	結果
ウ 平成28年度末 の純資産の内 訳 【Ⅲ-2-(2)ウ】	<p>&lt;工賃変動積立金 4,300千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本積立金は、<u>就労支援事業において、将来に渡って安定的に工賃を支給するため、または円滑に事業を継続するため計上されたものである。</u></li> <li>・ 平成21年に4,300千円を計上して以降、每期変動なく一定額であり、これまで取り崩しはなく、<u>妥当な範囲</u>である。</li> </ul>

### (3) 結果

共同会の純資産の検証にあたり、指定管理事業のみの場合と法人全体の場合を検証したが、形成の過程、金額的に適正な範囲であり、積立金の妥当性、会計処理、承認手続き等も適切に行われていることを踏まえれば、全体として妥当な範囲である。

## 2 指定管理料と国制度の給付費の重複の可能性についての見解

先に県が行った共同会の決算状況の分析において、指定管理期間中に給付費に創設された人員体制を評価した加算の一部(※)について、指定管理料との重複の可能性が生じた。(※夜勤職員配置体制加算、栄養士配置加算、常勤看護職員配置等加算)

これらの加算は、最低限必要な職員の数に、一定の条件を満たす人数を加配した場合に給付費が加算されるものであり、加配職員がもともと指定管理料によって確保された職員によって配置され、その結果として加算を算定できたとすればそれは指定管理料と国制度の報酬が重複しているのではないかと、という議論である。

### (1) 指定管理料と国制度の給付費の重複について 【Ⅳ-3-(3)】

項目	結果
重複の有無 【Ⅳ-3-(3)ア】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度利用者の受入や手厚い人員体制等を評価してきた報酬改定の方向性と指定管理料の趣旨が、少なからず重複する点及び第一期指定管理期間において、現に重複に伴う精算があったという事実から、<u>ある程度の蓋然性をもって指定管理料と国制度の給付費の重複が推察される。</u></li> </ul>
重複の範囲 【Ⅳ-3-(3)イ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複の範囲や指定管理料への影響額については、個別具体的に判断する必要があるが、<u>指定管理料と報酬算定の考え方が異なるため、重複範囲を特定することは難しく、推定の域を出ない。</u></li> </ul>
精算の是非 【Ⅳ-3-(3)イ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>過去に遡って精算すべきかについては、取引の安定性という観点からは疑問が生じる。両方で納得できる結論を協議していく必要がある。</u></li> </ul>

(2) 指定管理料と国制度の給付費との関係性と判断の限界 【IV-4】

今回の疑義の原因は、県が指定管理料の積算根拠を複雑な報酬制度と密接に関係させている点にある。こうした考え方を継続する限り、今後も同様な問題が起きる可能性が高く、給付費収入のみに着目した指定管理料の妥当性の検証は、事業全体の経営を委ねる指定管理者制度の趣旨にもそぐわない。

3 結語 【V】

共同会の決算状況及び純資産は、サービス活動収益が年間48億円を超える法人の規模として概ね適正である。

指定管理料と国制度の給付費の重複については、指定管理料が県の考え方に基づき算出されていることに鑑みれば県の主張には正当性があり、平成21年度時点に遡及すれば、「重複はあった。」と言わざるを得ない。

同時に、県と法人間の協定書の明文化が不十分であったことや、国制度の報酬改定が生じた際の取り決めが必ずしも明確でなかったなど、県側の問題点も指摘せざるを得ない。

また、制度的に指定管理料の精算が可能な時期を経過していることも事実である。

こうしたことを踏まえ、県と共同会においては、精算の可否や金額等を含め双方のさらなる協議により解決していく必要がある。

## 2 津久井やまゆり園の再生について

津久井やまゆり園再生基本構想に基づく、施設整備や利用者の意思決定支援について、現在の取組状況を報告する。

### (1) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

#### ア 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）における取組状況

##### (ア) 除却工事

- ・ 平成30年3月～31年3月を契約工期として、居住棟、渡り廊下及び作業棟等の除却工事に取り組んでいる。
- ・ 工事期間中も、毎月26日には献花台の設置を継続する。

##### (イ) 新築及び改修工事

- ・ 平成30年3月から、新築及び改修工事に係る基本設計に取り組んでいる。

#### イ 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）における取組状況

- ・ 施設整備については、福祉子どもみらい局、総務局及び県土整備局で構成する津久井やまゆり園再生に係る施設整備推進プロジェクトチームにおいて、部局横断的に検討を行っており、その結果を踏まえ、民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」により整備することとした。
- ・ 設計施工一括発注方式の事業範囲には維持管理業務（修繕及び保守点検）を含めることとし、必要な要求水準、事業者選定方法等について検討するため、アドバイザー委託業務に係る契約を締結した。

#### ウ 今後のスケジュール

平成33年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、以下のスケジュールで施設整備に取り組む。

##### (ア) 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）

平成30年3月～31年3月 除却工事の実施

～31年6月 新築及び改修工事に係る基本設計、  
実施設計の実施

平成31年度～33年度 新築及び改修工事の実施

##### (イ) 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）

平成30年度 アドバイザリー委託業務の実施

平成31年度～33年度 設計施工一括発注方式による施設整備事業の実施

## (2) 利用者の意思決定支援及び地域生活移行の促進

- 利用者の意思決定支援については、事件当時入所していた利用者126名のうち、障害福祉サービスを利用している方を対象としており、平成30年6月22日現在、73名の利用者の方について意思決定支援を開始している。
- 平成30年度中に、できるだけ多くの利用者の意思決定支援を開始する。
- 利用者の意向を確認する中で、地域での生活を希望する意思が示された場合には、グループホームの体験利用等により地域生活移行に向けた支援を積極的に行うとともに、グループホームの整備費や人件費に係る補助事業等を活用し、地域生活移行のための体制整備を進めていく。

## 津久井やまゆり園再生基本構想の概要

## 1 利用者の意思決定支援

- 津久井やまゆり園利用者の今後の生活の場の選択については、利用者一人ひとりの意思を尊重すべきである。
- その実現に向け、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）」に基づき、丁寧に、かつ、適切な手続きにより、利用者の意思決定支援に取り組む。

## 2 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

## (1) 生活の場の確保

- 津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえ、まず、130人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とする。
- その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意する。
- これまで利用者が生活していた千木良地域における入所施設に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域における入所施設の整備を進めるほか、既存の他の県立障害者支援施設においても、利用者の生活の場を確保する。
- 運営については、いずれの施設も指定管理とする。なお、利用者の安定的な生活を支援するとともに、意思決定支援における偏りのない選択を担保するため、平成36年度までは現在の指定管理者とする方向で調整する。

区分	地域	利用者の受け皿	短期入所	合計
新設	千木良	120人	12人	132人
	芹が谷			
既存の県立障害者支援施設		10人	—	10人
合計		130人	12人	

## (2) 整備の方法・入所定員

- 施設整備に当たっては、設計段階においては、千木良地域及び芹が谷地域いずれについても、意思決定支援の状況に応じて施設規模を選択できるように設計する。
- そして、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえた上で、千木良地域及び芹が谷地域それぞれの入所定員を設定し、建築工事を行うことを検討する。こうした方法により、利用者の希望が可能な限り実現できるよう配慮する。
- それぞれの定員については、意思決定支援のヒアリング開始から概ね2年程度を経過した時点で判断する。

## (3) 施設の機能

- 医療的ケアや強度行動障害へのケアなど専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を活かして地域生活を支える拠点機能の充実強化を図る。

## 3 利用者の地域生活移行の促進

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を過ごすことができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進などの支援に取り組む。

### 3 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた、平成30年度の取組みについて報告する。

#### (1) 基本的な考え方

- 平成30年度は、多くの人に憲章を広めていく普及活動と併せて、憲章に繰り返し触れる機会の創出の取組みや、憲章の理念の理解を深める取組みを強化していく。
- 市町村や団体等と連携し、継続性や広がりを持った取組みを県内各地で展開し、県民の身近な地域で憲章に触れていただく。
  - ・ 県内で開催される市町村や団体等が主催するイベントとの連携
  - ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示

#### (2) 取組内容

##### ア ともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

事件が発生した7月26日を含む月曜日から日曜日までの「ともに生きる社会かながわ推進週間」において、次の取組みを行う。(平成30年度は7月23日から29日まで)

##### (ア) 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、このような事件が二度と繰り返されないよう決意を新たにすため、ご遺族のご理解を得ながら追悼式を実施する。

- ・ 日時：平成30年7月23日（月）13時30分より
- ・ 場所：相模女子大学グリーンホール（相模原市南区相模大野）
- ・ 内容：黙祷、追悼の辞、献花、憲章の朗読

##### (イ) ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

新聞、デジタルサイネージ、ポスターの駅貼りやインターネット広告など、様々な媒体を活用して集中的な広報を行い、憲章の理念及び推進週間の趣旨を周知する。

## イ 「みんなあつまれ」の実施

### (ア) 取組みの方向性

平成30年4月24日に開催した「第10回みんなあつまれ2017実行委員会」における議論を踏まえ、次のとおりとする。

- ・ イベントの開催に当たっては、一過性のイベントで終わらせず、憲章の理念に繰り返し触れ、理解を深めていただけるよう、広がりや継続性のある展開とする。
- ・ 市町村と連携した地域のイベント、スポーツイベント、庁内共生関係イベントなど、集客力の高いイベントと連携し、年間を通じて切れ目なく実施していく。

### (イ) 実行委員会

- ・ 障がい者や障がい者への支援を行っている方々に委員会に参加いただき、障がい者を主体とした企画や運営に結びつける。
- ・ また、県内の自治体、福祉関係団体、経済関係団体からも参加していただく。
- ・ 県内各地域において展開するに当たり、企画・運営について連携するため、イベントの連携先や地元市町村などにオブザーバーとして参加いただく。
- ・ 平成30年7月に実行委員会を開催予定。

## ウ 共生社会の実現に向けたフォーラム

12月の障害者週間に合わせてフォーラムを開催する。実施に当たっては、共生社会の実現に向けた取組みの事例報告や議論の場を設け、多くの方々に憲章の理念を深く理解していただく内容とする。

## エ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、引き続き県立学校へのポスターを掲示するとともに、「いのちの授業」において、今まで以上に憲章の理念を周知するよう取組みを進めていく。

## オ 県の広報媒体の活用

県のたより、ラジオ、テレビ、ホームページなど県の広報媒体を活用して、憲章の理念を広く県民に発信する。

【参考】

主なスケジュール

年	平成30年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実施内容				⇔ 推進週間 ●追悼式					⇔ 障害者週間 ●フォーラム				
	市町村、団体等との連携												
	県教育委員会との連携												
				「みんなあつまれ」の実施									
	県の広報媒体の活用												

市町村、団体等と連携した憲章の理念の普及活動実績

年月日	イベント名	場 所	連携先
H30. 4. 28	ツナガリウォーク	横浜市中区	(一社)ヨコハマプロジェクト
H30. 5. 3	神奈川県庁本庁舎公開	横浜市中区	神奈川県
H30. 5. 20	大船まつり	鎌倉市	鎌倉市障害者支援協議会
H30. 6. 10	開成町あじさいまつり	開成町	開成町
H30. 6. 17	ME-BYOフェスタ2018	大井町	神奈川県
H30. 6. 17	多摩ふれあいまつり	川崎市 多摩区	多摩ふれあいまつり実行委員会

(平成30年6月28日現在)